

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年8月29日 |
| 【会社名】 | SBIホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | SBI Holdings, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長 北尾 吉孝 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【電話番号】 | (03)6229-0100(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役 森田 俊平 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【電話番号】 | (03)6229-0100(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役 森田 俊平 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、2018年8月28日開催の当社取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下2において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、2018年8月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（注）訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）発行価額（払込金額）

（訂正前）

未定

（本社債の払込金額は、代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100.0%を下回ってはならない。なお、本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%とする。）

（訂正後）

本社債の額面金額の104.5%

（ ）発行価格（募集価格）

（訂正前）

未定

（本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）は、代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。）

（訂正後）

本社債の額面金額の107.0%

（ ）発行価額の総額

（訂正前）

未定

（訂正後）

522億5,000万円及び代替新株予約権付社債券（下記（ ）に定義する。）に係る本社債額面金額合計額の合計額

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
(訂正前)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、取締役会開催日又はその翌日(いずれも日本時間)に、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.2を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 転換価額は、3,508円とする。

(後略)

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 手取金の総額

(訂正前)

(1) 払込総額
未定

(2) 発行諸費用の概算額
59百万円

(3) 差引手取概算額
未定

(訂正後)

(1) 払込総額
52,250百万円

(2) 発行諸費用の概算額
59百万円

(3) 差引手取概算額
52,191百万円

() 使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途は、以下を予定している。

- (1) FinTech、AI、ブロックチェーン及びこれらの技術に関連のある分野のベンチャー企業等並びにデジタルアセット関連事業に対する投資（当社関係会社を通じた投資を含む。）資金として2021年3月末までに約200億円
- (2) 金融機関等からの借入金の返済資金として2018年12月末までに約200億円
- (3) 本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行するため、自己株式取得資金として2018年9月末までに約100億円

なお、手取金総額から上記(1)乃至(3)の合計額を差し引いた残額については上記(1)記載の資金使途に充当することを予定している。

自己株式取得に関しては、2018年8月28日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を100億円、取得期間を2018年8月29日から2018年9月20日までとする自己株式取得枠の設定を決議している。自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前から実施する予定であり、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定である。

また、上記(3)記載の資金使途について、当該自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付金額の総額が上記(3)記載の金額に達しない可能性がある。上記(3)記載の資金使途に充当されなかった金額については、負債返済資金として2020年3月末までに充当することを予定している。

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行による手取金521億9,100万円の使途は、以下を予定している。

- (1) FinTech、AI、ブロックチェーン及びこれらの技術に関連のある分野のベンチャー企業等並びにデジタルアセット関連事業に対する投資（当社関係会社を通じた投資を含む。）資金として2021年3月末までに約221億9,100万円
- (2) 金融機関等からの借入金の返済資金として2018年12月末までに約200億円
- (3) 本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行するため、自己株式取得資金として2018年9月末までに約100億円

自己株式取得に関しては、2018年8月28日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を100億円、取得期間を2018年8月29日から2018年9月20日までとする自己株式取得枠の設定を決議している。自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前から実施する予定であり、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定である。

また、上記(3)記載の資金使途について、当該自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付金額の総額が上記(3)記載の金額に達しない可能性がある。上記(3)記載の資金使途に充当されなかった金額については、負債返済資金として2020年3月末までに充当することを予定している。

以上